

日本労働同盟大阪聯合會會則
第一章 總則

第一條 本會ハ日本労働總同盟西勞働同盟會大阪聯合會ト稱ス
但シ日本労働總同盟大阪聯合會ト略稱スルコトヲ得

財團法人協同會大友支所

日本労働同盟 大阪聯合會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ日本労働總同盟西勞働同盟會大阪聯合會ト稱ス
但シ日本労働總同盟大阪聯合會ト略稱スルコトヲ得

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ一、日本労働總同盟ノ綱領並ニ主張ノ貫徹ヲ期シ、二、加
盟組合間ノ連絡及統一ヲ圖リ、三、加盟組合ノ福利ノ増進ヲ圖
ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ部門ヲ置キ適宜ノ事業
ヲ行フ

- 一、財政部 二、爭議部 三、宣傳組織部 四、記錄調查部

第九條